

交通遺児等へ育成資金貸付け

※義務教育終了まで育成資金が**無利子**で借りられます。

対 象 者：自動車事故により死亡または重度後遺障害者となられた方の0歳から中学校卒業までのお子様。

貸付金額：一時金・・・155,000円

毎月・・・20,000円

入学支度金・・・44,000円

返済期間：中学卒業後20年以内(高校・大学に進学する場合は、卒業まで返済開始は猶予)

重度後遺障害者へ介護料支給

対 象 者：自動車事故が原因で、脳・脊椎または胸腹部臓器を損傷し重度の後遺障害を持ったために、常時または随時の介護が必要な状態にある方

支給金額：①常時の介護が必要な方のうち、「重度後遺障害診断書」で症状が「最重度」とであると認められた方 月額 68,440円～136,880円

②上記①以外で常時の介護が必要な方 月額 58,570円～108,000円

③随時の介護が必要な方 月額 29,290円～54,000円

詳しくは・・・独立行政法人 自動車事故対策機構 徳島支所

〒770-0003 徳島市北田宮2丁目14番50号(徳島県トラック会館2階)

TEL 088-631-7799

法テラス

法テラス徳島の情報提供

法的トラブルでお悩みの方々に、法制度に関する情報と、相談機関・団体等相談窓口に関する情報を無料で提供します。

■日時 月～金 午前9時～午後4時 ■電話 **050-3383-5575**

■面談もおこなっています(予約優先制)

法テラス徳島の無料法律相談

経済的に余裕のない方が法的トラブルにあったときに、無料で法律相談を行い、必要な場合、弁護士、司法書士の費用の立て替えをおこないます。但し、資力要件を満たしていることが条件となります。

■日時 弁護士相談一～金 司法書士相談一金 ■場所 法テラス徳島

■予約 予約電話番号 **050-3383-5575**

(お問い合せ先) 日本司法支援センター徳島地方事務所(法テラス徳島)

徳島市新蔵町1丁目31番地 徳島弁護士会館4階 TEL 050-3383-5575

日本司法支援センター(法テラス)は国が設立した公的な法人です。

最低賃金が改定されました

徳島県最低賃金

時間額 **654** 円

(発効日 平成24年10月19日)

徳島県特定(産業別)最低賃金

件名	時間額	発効日
造作材・合板・建築用組立材料製造業	780円	平成24年12月21日
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	807円	平成24年12月21日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	766円	平成24年12月21日

問い合わせ先

徳島労働局 労働基準部資金室

TEL 088-652-9165